

杉並区立男女平等推進センター相談業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

杉並区立男女平等推進センターでは、専門の相談員による一般相談、配偶者等からの暴力に関する相談及び性的マイノリティ専門相談を実施し、相談者が抱える様々な問題（夫婦・親子などの家族の問題、職場や近隣との人間関係、ストーカー、性暴力、性的マイノリティに関する悩み、配偶者等からの暴力など）について共に考え、相談者自身がその解決の糸口を見つけることが出来るよう適切な助言等を行います。また、必要に応じて配偶者暴力相談支援センターや他機関との連携を行いながら自立に向けた支援を行います。

杉並区立男女平等推進センターで受ける相談内容は多岐に渡っており、男女共同参画社会の実現にあたっては、性別・年齢等にかかわらず誰もが相談しやすい体制を整えることが求められています。

多様な相談に迅速かつ適切に対応できるよう、本業務に対応できる事業者を公募型プロポーザル方式により選定します。

2 業務の概要

(1) 業務名

杉並区立男女平等推進センター相談業務

(2) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 履行場所

杉並区立男女平等推進センター分室（杉並区役所・杉並区阿佐谷南1-15-1）

(4) 業務内容

別紙1-1「杉並区立男女平等推進センター相談業務内容説明書」のとおり

(5) 事業規模（年額・概算額）

18,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 事業実績

別紙2「相談実績」のとおり

3 参加資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当していないこと。
- (2) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (3) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）に定める除外措置要件に該当していないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 提案業務又は類似する業務を引き続き2年以上実施していること。
- (7) 地方公共団体等から男女共同参画に関する相談、こころの相談、またはそれと同等の相談業務を受託している実績があること。
- (8) SNSによる相談業務を現在行っていること、または地方公共団体等からの同等の相談について、SNSによる相談業務を受託している実績があること。
- (9) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び杉並区個人情報の保護に関する条例（令和5年杉並区条例第6号）に基づき、適切に管理する体制を整備していること。

4 実施手順

内 容	期 間
実施要領の公表	令和6年8月8日（木）
質問の受付	令和6年8月26日（月）午後5時まで
質問の回答	令和6年9月2日（月）午後5時までに 杉並区公式ホームページ上に公開します。
企画提案書等提出期間	令和6年8月8日（木）から <u>令和6年10月1日（火）午後5時まで（必着）</u>
第一次審査 （書類審査）	<u>令和6年10月30日（水）（予定）</u> ※第二次審査の対象となる参加事業者を選定します。（2～3事業者程度） ※第一次審査結果は、全参加事業者に速やかに通知します。
第二次審査 （プレゼンテーション・ ヒアリング審査）	令和6年11月6日（水）午後
受託候補者選定結果の通知	令和6年11月下旬までに通知します。

5 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問方法

別紙3「質問書」に質問事項を記載のうえ、E-mailにより提出してください。電話での質問及び回答に対する再質問には応じません。件名は「杉並区立男女平等推進センター相談業務に係る公募型プロポーザル質問書【事業者名】」としてください。

(2) 提出先

「11 担当課（問合せ先）」に記載のとおり。

(3) 提出期限

令和6年8月26日（月）午後5時まで

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年9月2日（月）午後5時までに杉並区公式ホームページ上で公開します。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/nyusatsu/proposal/1093881/index.html>

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類は、別紙4「企画提案書」及び別紙5「提出書類一覧」のとおりです。

(2) 提出部数

ア. 提出書類は、正本1部と副本6部をそれぞれ製本（ファイル等で綴る）し、提出書類一覧を先頭に綴じ、提出書類一覧の項目ごとにインデックスを付けて提出してください。また、表紙及び背表紙に、「杉並区立男女平等推進センター相談業務に係る公募型プロポーザル提出書類」と記載し、正本のみに事業者名を記載してください。

イ. 副本については、応募事業者名が特定できるような名称（社会福祉法人、株式会社等の表記も含む）、ロゴマーク等は使用しないでください。それらが記載されている書類については、当該箇所をマスキングし、判別できないようにしてください。また、カタログやパンフレットなどの添付は行わないでください。

ウ. 個人情報については、正本・副本とも当該箇所をマスキングし、判別できないようにしてください。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。

(4) 提出先

「11 担当課（問合せ先）」に記載のとおり。

(5) 提出期限

令和6年10月1日（火）午後5時必着

※未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

7 受託者候補者の選定手順

杉並区立男女平等推進センター相談業務受託者候補者選定委員会（以下「選定委員会」と

いう。)において、提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容を審査し、本業務に最も適していると認められる参加事業者を選定します。

ただし、選定委員会で審査をした結果、一定の点数に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。

(1) 評価基準

① 経営状況等に対する評価

評価項目	評価の内容
経営状況	経営状況は良好か
業務実績	類似業務（自治体）の受託実績はあるか 類似業務（自治体以外）の事業実績はあるか

② 事業提案に対する評価

評価項目	評価の内容
業務に対する理解度	応募動機、相談業務に対する理念、理解は適切か 等
業務に対する取組姿勢	実施体制、研修体制、緊急時体制が適切か 相談業務に対する熱意や意欲が感じられるか 等
提案内容の妥当性	具体的で実効性のある提案であるか
個人情報管理	個人情報保護に関する取組や姿勢は適切であるか

③ 社会的責任に関する評価

評価項目	評価の内容
社会的責任	区の施策や社会課題等への考えに基づいた取組を行っているか 相談員のワーク・ライフ・バランスや心身の健康への配慮、適切な待遇の提供を行っているか 等

④ その他の評価

評価項目	評価の内容
資料調整能力	企画提案書は分かりやすいか
経費	費用対効果、見積書の記述の見やすさ 等
プレゼンテーション・ヒアリング	説明に説得力があるか、論理的か 質問の受け答えが的確か

(2) 審査方法

① 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対し、選定委員会で第一次審査を実施し、第一次審査通過者（第一次審査配点合計の6割以上を取得した事業者のうち上位3事業者程度を想定）を選定します。

② 第一次審査の結果は、審査終了後、提案のあったすべての参加事業者に通知します。

③ 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

第一次審査通過者に対し、選定委員会が第二次審査を実施し、契約を締結する受託者候補者（配点総合計の6割以上を取得した最上位の事業者）を選定します。

※第二次審査には、統括管理責任者に選任予定の方の出席をお願いします。

※プレゼンテーションは、15分以内とします。「提案に対する方針やコンセプト」、「特にPRする項目」を盛り込んでください。

※区は、パソコン、プロジェクター、スクリーンの準備をします。

(3) 受託者候補者選定結果通知

令和6年11月下旬に選定結果を通知します。

※非選定の通知を受けた事業者は、非選定理由について説明を求めることができます。

8 参加者の失格

参加資格の確認を受けた応募事業者が、資格確認後に、次のいずれかに該当するときは失格とします。失格となった場合、既に提出されている提案書等は返却しません。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (4) 応募事業者（応募予定者の関係者を含む）が、選定委員会の設置から選定結果の通知があるまでの間、選定委員会委員及びこの募集に関する区職員に対し、当該選定に関して自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的とした接触をした場合
なお、以下の場合などは、上記の接触には該当しません。
 - ・ 実施要領に基づき区が実施する説明会・現地見学会等への参加
 - ・ 実施要領に基づく区への質問及び書類の提出等
 - ・ 現に区と契約等を締結している委託業務及び指定管理業務等の履行に必要な行為
 - ・ 区が主催する審議会、意見交換会等への出席
- (5) 前各号に定めるもののほか、審査の公正性・公平性を害する行為や、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

9 選定結果に基づく委託可能期間

本件の契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの一年間としますが、履行評価等により業務が適切に行われていると区が判断する場合は、契約期間（一年間）を最大4回まで更新できるものとします。

10 その他の留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は、一切認めません。

- (4) 提案書類は、返却しません。
- (5) 提出された企画提案書等について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- (6) 選定委員会で審査をした結果、一定の点数を満たす応募事業者がいなかった場合、受託者候補者を選定しないこととします。
- (7) 契約の締結にあたっては、原則として区指定の標準契約書を使用します。
- (8) 受託者候補者が区と契約を締結する場合、業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁じます。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ区の承諾が必要です。なお、原則として、プロポーザルで競合した事業者は委託先とすることはできません。
- (9) 受託者は当該事業の履行に関し、業務や制度の内容を十分に理解の上、誠意をもって対応するものとします。
- (10) 受託者候補者が失格要件に該当することが判明した場合、又は契約締結交渉が不調となった場合若しくは辞退した場合、次順位の応募事業者と契約交渉をします。
- (11) 契約の締結に関しては、選定された受託者候補者と区が協議し、業務に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。また、仕様書の内容は、提案された内容を基本としますが、受託者候補者と区との協議により最終的に決定します。
- (12) 区公式ページで次の内容を公表します。
公表項目：件名、選定事業者（事業者名及び所在地）、指定期間、選定経過、選定理由、選定委員の職名等及び氏名、審査結果（評価項目及び評価点、評価点内訳）、参加事業者名（応募者が2者の場合も含む）、主管課
また、上記内容と併せて、会議記録を公表します。

11 担当課（問合せ先）

杉並区区民生活部管理課 男女共同・犯罪被害者支援係 担当：最上・小山
所在地：〒166-8570 杉並区阿佐谷南1丁目15番1号 杉並区役所 西棟7階
電話：03-5307-0326（直通）
FAX：03-5307-0681
E-mail：danjo-t@city.suginami.lg.jp